

第9回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

企業集団の現況に関する事項

当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

会社役員の状況

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制

の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

第9期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）

株式会社Liberaware

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループは、「見えないリスクを可視化する」とのビジョンのもと、ドローン・ロボット（以下「ドローン等」という。）やデータ処理・解析技術を活用し、産業インフラの保守・点検領域における安全性・効率性・持続可能性の向上を支援する各種ソリューションを提供しております。その中でも、屋内のGPSが届かない「狭くて、暗くて、危険な」特殊環境におけるインフラ・設備点検は、当社グループの強みを最も発揮できる領域の一つです。自社開発の屋内狭小空間点検ドローン「IBIS（アイビス）」を用いて、人が立ち入ることが困難な空間からデータを取得し、3次元化クラウド「LAPIS（ラピス）」によるデータ処理やAI解析、クラウド管理などのデジタル化まで一気通貫でサービス提供をしております。

当社グループのソリューションは、老朽化したインフラの増加、人手不足、熟練作業員の高齢化といった喫緊の社会課題に対し、人が入らずに点検できる新たな選択肢を提供するものです。当社グループのソリューションを広めることで、国内の産業基盤の強化と、当社のミッションでもある「誰もが安全な社会を作る」ことの実現につながると考えております。

さらに、今後は、当社グループの得意とする屋内の狭小・閉鎖空間を自由に飛行する自律型ドローンの展開、そして、鉄道事業等の保守メンテナンスや建設現場といった人手不足や安全性が課題となっている領域において、特殊環境に特化したドローンソリューションの展開を行うべく、研究開発活動や事業活動を進めてまいります。加えて、同様の課題を抱えるアジアをはじめとした海外市場への展開を通じて、日本発の産業ソリューションを世界へと広げることも、当社グループの重要な使命と捉えております。

当社グループがソリューションを提供している産業インフラの保守・点検領域では、施設・設備の老朽化の進行、技能者の高齢化・人手不足、現場安全の高度化、データ利活用・トレーサビリティの要求が同時進行しております。特に、屋内の狭小・閉鎖・危険環境など、従来の人手中心では困難な箇所に対して、人が入らずにデータを取得することや、3次元化・AI解析などのデータ処理、クラウドでの一元管理といったデジタル化のニーズが年々高まっております。

民間領域においては、製造・エネルギー・鉄道・建設等のアセットを中心に、安全確保、品質

の標準化、稼働率向上（停止時間短縮）、保全計画の高度化が導入判断の主因となっており、デジタルツイン／点検DXの導入は、リスク低減と経済合理性（コスト・工期・再現性）の両立手段として位置づけられております。

公共領域では、制度面の整備が進展しております。具体的には、2020年3月のBIM/CIM（※1）活用ガイドラインに基づく原則適用の拡大、2023年6月14日のデジタル社会形成基本法等の改正による点検のデジタル化推進、2024年4月1日からの労働時間規制強化（働き方改革関連法）による省人化・省力化ニーズの顕在化などが挙げられます。加えて、2020年9月の内閣府による関係省庁申合せにより、発電施設・ダム・鉄道施設等の生活関連施設においてセキュリティが担保されたドローンの調達方針が確認され、同趣旨の要請は民間調達にも波及する傾向にあります。

海外においては、重要インフラ領域を中心に、安全保障・データ主権・サプライチェーン多様化を意識した調達・運用要件の厳格化が進んでおります。これにより、信頼性やデータガバナンスに配慮した機体・ソフトウェア・運用体制への選好が強まり、インフラ点検のデジタル化は国際的にも拡大基調であります。

こうした産業構造・制度動向を背景に、ドローン市場は2030年に1兆195億円（出典：インプレス総合研究所「ドローンビジネス調査報告書2025」）、DX市場は2030年に2.9兆円（出典：株式会社富士キメラ総研「2025 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」（製造業市場））への拡大が見込まれております。

このような環境のもと、当社グループはインフラ業界のDX推進に向けて、屋内狭小空間におけるドローン点検の社会実装や、従来のアナログ手法による設備点検・調査のデジタル化に取り組んでいます。特に、2025年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故をきっかけに下水道分野での対策が進められ、国土交通省の資料（※2）でも下水道領域におけるドローン活用のロードマップが示されました。これを受け、当社グループは、下水道領域におけるドローン利活用の拡大を目指し、活動を推進しました。

具体的には、北九州市、神戸市、千葉市、秋田市などの自治体と連携し、同様の事故防止を目指した下水管等インフラの調査を実施しました。また、下水道分野でのドローン利用の標準化に向けて、自治体や下水道事業者と協議を重ね、連携体制の強化に努めました。

さらに、成長戦略のうち、前事業年度に採択された内閣府の主導するSBIR制度（※３）に基づく国家プロジェクト３件も下記のとおり順調に進捗いたしました。

SBIR案件名	管轄・ 主導先	内容	進捗
「災害時に生き埋めになった生存者を迅速に搜索するセンシング技術やロボティクス技術の開発」	経済産業省 及び警察庁	災害現場にて生き埋めになった生存者を搜索するドローン技術の開発プロジェクト	警察庁が提供する実験設備にて実証実験が成功しプロジェクト終了。今後は警察庁と活用可能性について協議を推進中
「建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証」	国土交通省	建設現場の業務効率化を目的としたドローンを用いたDXソリューション開発プロジェクト 補助金の最大交付額 4.7億円	ドローン遠隔運行システムと３次元化システムの連携完了 建設現場に自動充電ポート付きドローンを１年間常設し、現場補助者なしの目視外飛行（レベル３）による週次の遠隔自動測量を継続運用 データ利活用までの一貫ソリューションを構築中
「鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発・実証」	国土交通省	鉄道環境に対応したドローンを用いた鉄道点検ソリューションの構築を目指すプロジェクト 補助金の最大交付額 52億円	原理試作機の開発及び各システムとの連携試験は完了 現在はフェーズ移行判定の準備段階にあり、承認後に移行する計画

また、海外に関する活動としては、2024年11月1日付で韓国に当社の100%子会社である Liberaware Korea Co., Ltd.を設立しており、屋内ドローン点検市場確立に向けたユースケース創出と認知拡大を進めております。

その他、屋内狭小空間における自律型ドローンをはじめとした次世代IBISや次世代ソフトウェア等のプロダクト開発に係る研究開発活動も順調に進捗いたしました。

以上の活動の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,406,949千円、営業損失1,588,703千円、経常利益46,978千円、親会社株主に帰属する当期純利益46,081千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前連結会計年度との財務数値の比較分析は行っておりません。

[用語解説]

※1 BIM/CIM：BIMとは、「Building Information Modeling」の略称であり、コンピュータ上に作成した3次元の建物のデジタルモデルに管理情報などの属性データを追加した構築物のデータベースを、建物の設計、施工から維持管理までのあらゆる工程での情報活用を行うためのソリューションを指す。

CIMとは、「Construction Information Modeling」の略称であり、管理対象となる機器などを識別したり複数の対象間の関係を記述する方法を定めた標準を指す。

※2 第7回 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会資料2 管路メンテナンス技術の高度化・実用化に向けた取組方針についてP7

※3 SBIR制度：SBIR制度とは、「Small Business Innovation Research」の略称であり、内閣府を司令塔とした予算支出目標を設定、研究開発初期段階から政府調達・民生利用まで、各省庁連携で一貫支援し、イノベーション創出、ユニコーン創出を目指す制度を指す。

なお、当社グループはインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。当社グループの主なサービス別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業別名称		当連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
ドローン事業	点検ソリューション	285,532
	プロダクト提供サービス	521,867
小計		807,399
デジタルツイン事業	データ処理・解析サービス	153,013
	デジタルツインプラットフォーム	70,455
小計		223,468
ソリューション開発事業		376,081
合計		1,406,949

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (当連結会計年度) (2025年7月期)
売上高 (千円)	1,406,949
経常利益 (千円)	46,978
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	46,081
1 株当たり 当期純利益 (円)	2.44
総 資 産 (千円)	1,700,752
純 資 産 (千円)	932,603
1 株当たり純資産 (円)	48.28

(注) 第9期より連結計算書類を作成しているため、第8期以前の財産及び損益の状況については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2022年 7 月期)	第 7 期 (2023年 7 月期)	第 8 期 (2024年 7 月期)	第 9 期 (当事業年度) (2025年 7 月期)
売 上 高 (千円)	260,461	379,604	815,308	1,409,007
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△455,735	△635,861	△434,732	30,432
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	△456,073	△641,105	△437,972	29,535
1 株当たり当期純利益 又 は 1 株 当 た り (円) 当 期 純 損 失 (△)	△36.20	△46.74	△25.53	1.57
総 資 産 (千円)	639,916	1,074,305	1,517,392	1,680,002
純 資 産 (千円)	304,426	563,290	865,629	913,841
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△79.46	△104.16	45.66	47.29

- (注) 1. 当社は、2024年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 第7期までの1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式払込金額を控除した金額を、期末発行済株式数で除して算出しており、期末純資産額より優先株式払込金額が大きくなったため、計算結果はマイナスとなっております。なお、優先株式は、第8期にすべて償却し、種類株式に係る定款の定めを廃止しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と考えております。

① 既存サービスの強化と事業連携

当社グループにおける各種サービスの継続的な成長のためには、既存顧客のニーズを的確に把握すること等による更なる関係強化に加え、より幅広い業種・業態の顧客企業に選ばれる必要があります。そのためには今まで以上に多くのニーズや環境に対応できるよう既存サービスの質的向上や機能拡充を進め、引き続き顧客満足度の向上やそれに伴う販売の拡大に努めます。

また、今後も市場拡大が見込まれる中で、当社グループが更なる成長を実現していくためには、様々な事業との連携やパートナーシップの拡充による既存サービスの利用機会の増大や利用範囲の拡大を進めることが重要と考えており、そのためには事業連携企業やパートナー企業の新規開拓及び既存企業との関係強化を図ってまいります。

② 認知拡大

今後、市場拡大とともにドローン等による業務の代替やアナログ手法のデジタル化がより一層進むことが予測されます。

当社グループは展示会出展やWEBマーケティングを通じて、IBISをはじめ各種サービスの認知度向上に努めてきました。その成果もあり、下水道業界では屋内狭小空間におけるドローン活用が徐々に広まりつつありますが、依然として業界全体での認知拡大と実運用の裾野拡大が必要です。事業拡大と競争優位性の強化のためには、これら屋内ドローンやデジタルツインサービスの更なる認知度向上が重要と考えます。

屋内ドローンの認知が高まり、利活用の機会やユースケースが増えることで、従来のアナログ手法による点検業務の効率化や、人が入ると危険な箇所の代替手段としての活用が期待されます。加えて、本来点検すべきであるが多額のコストや手間から実施を断念していた箇所の点検や、事故・災害など有事の際の探索の一つとして想起されることが社会的な必要性も満たすこととなります。

今後も、当社グループ及びサービスの認知度向上を図るため、広報やマーケティング活動を推進するとともに、ユースケースの創出とサービスチャネルの拡充を進め、新規顧客獲得や新たな領域での利活用につなげてまいります。

③ 開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社グループでは、ハードウェアとソフトウェアの両技術の向上を推進しており、当該技術が当社グループの競争力の源泉の1つであることから、継続的な強化が重要であると認識しております。そのためにも、今後も収益基盤の安定化を前提として研究開発への投資を継続しつつ、卓越した能力を持つエンジニアの採用及び育成に注力していきます。また、必要に応じて大学等との産学連携や新技術を持つ企業との業務提携、共同研究等を進め、更なる技術の向上に努めてまいります。

④ 海外での事業展開

当社グループは韓国を中心に海外での事業展開を進めております。今後も、特に東南アジア各国の規制や現地ニーズ等に合わせ、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、サービス提供やシステム開発・運用の遂行過程において、顧客の機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。当社ではISMSの認証を2022年9月に取得し、当該情報セキュリティ等の社内規程に基づいた情報管理を徹底しておりますが、今後も、継続的な研修や情報管理体制強化のためのシステム整備等を継続して実施してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、より一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。このため、コーポレート機能を充実させ、経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

⑦ 財務上の課題

当社グループは過年度において、継続的な事業成長を図るため、新製品・新技術の開発に係る研究開発費や人材採用などへの投資、ならびに顧客基盤拡大を目的とした積極的な広告宣伝活動を実施してきました。その結果、利益面で損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなる状況が継続しておりましたが、その後の業績拡大により経常利益ベースにて黒字を計上するに至りました。しかしながら、当社グループは更なる企業価値向上のために成長投資を優先する方針を維持しており、得られた利益は引き続き研究開発や人材投資、サービスチャネルの拡充などに充当していきたいと考えております。

一方で、今後の計画が達成できない場合には、赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続する可能性があります。こうした事態に備え、一定水準の手元流動性を確保するとともに、借入や増資など多様な資金調達手段を検討し、財務体質の一層の強化を図ってまいります。また、必要に応じてコスト管理の徹底や投資の優先順位の見直しも行い、事業継続性と中長期的な成長の両立を目指してまいります。

(4) 主要な事業内容 (2025年7月31日現在)

当社グループは、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等へのDXソリューションを提供するインフラDX事業という単一事業を行っております。

当該事業セグメントにおいて、ドローン等によるインフラ・プラントの調査・点検・測量に資するデータの提供や、ドローンの製造・販売を実施する「ドローン事業」と、ドローン等により取得したデータの画像処理技術等により、映像、3次元データ、異常検知に資する情報等をデジタル上に構築・提供する「デジタルツイン事業」、そして、両事業を支える事業として、当社グループの技術力やノウハウをベースにした新しいソリューションを開発する「ソリューション開発事業」を合わせた3つの事業を展開しております。

(5) 主要な営業所 (2025年7月31日現在)

① 当社

本 社	千葉県千葉市中央区
東 京 営 業 所	東京都港区

② 主要な子会社

Liberaware Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市
----------------------------	--------

(6) 使用人の状況（2025年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
82 (19) 名	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはインフラDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 当連結会計年度が連結初年度となりますので、前連結会計年度末比増減は記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80 (19) 名	28名増 (5名増)	38.8歳	2.5年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2025年7月31日現在）

当社

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	200,000千円
株式会社日本政策金融公庫	171,440千円
株式会社商工組合中央金庫	121,250千円

2. 株式の状況（2025年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 68,000,000株

(2) 発行済株式の総数 18,896,600株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式数の総数は59,900株増加しております。

(3) 株主数 19,261名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
関 弘圭	3,446,000株	18.23%
東日本旅客鉄道株式会社	2,216,900	11.73
和田 哲也	800,000	4.23
野平 幸佑	640,000	3.38
楽天証券株式会社	448,700	2.37
池田 慶祐	214,000	1.13
小川 祐司	207,000	1.09
ＴＯＰＰＡＮホールディングス株式会社	190,000	1.00
株式会社ＳＢＩ証券	169,459	0.89
岡野バルブ製造株式会社	161,200	0.85

（注） 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位まで表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役守屋実氏、監査役青木良三氏及び井上俊介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。その概要は、取締役及び監査役がその地位に基づいて遂行する会社の職務又は業務に関し、損害賠償請求がなされたことにより被る損害を保険者が填補するものです。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取 締 役	守 屋 実	株式会社守屋実事務所 代表取締役	当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
監 査 役	井 上 俊 介	日比谷中田法律事務所 パートナー	当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 守 屋 実	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。 他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の視点から社外取締役として有益かつ的確な提言・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 人 見 茂 樹	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会21回のすべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部管理体制等及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 青 木 良 三	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会21回のすべてに出席いたしました。 他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 井 上 俊 介	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに、また、監査役会21回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、ESネクスト有限責任監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会決議において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたコンプライアンスに関する規程を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
 - ・ 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・ 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態にする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 職務の執行に係る文書その他の情報は、文書保管管理規程、情報セキュリティ管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 損失の危険（以下「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
 - ・ 各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - ・ 内部監査担当による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
 - ・ 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を定期的に取締役会に報告する。
 - ・ 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が

働くようにする。

- ・業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、部門長並びに議題に関与する者による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

⑥ 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- ・当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑦ 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
- ・監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- ・前3項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
 - ・ 内部監査担当、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - ・ 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
 - ・ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当を中心とした評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
 - ・ 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。
- ⑫ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・ 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について管理部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
 - ・ 管理部及び内部監査担当が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役を当会社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督又は監査を行う。
 - ・ 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「暴追センター」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。また、取締役会において、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行っております。

② 監査役の職務執行

定時監査役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討、監査役相互の情報共有等、監査に関する重要事項についての報告、協議を行っております。また、各監査役は、每期策定される監査計画に基づき取締役会等の重要な会議へ出席し、経営方針やガバナンス上の課題について意見交換し、必要に応じ取締役に対し提言を行っております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスク管理体制として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っております。また、代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を原則として3ヶ月に1回開催し、リスクの網羅的な把握・共有と、リスクが発生した場合に迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全できるよう取り組んでおります。

④ 内部監査

当社の業務が、法令、定款及び諸規程に準拠し、適法・適正かつ効率的に運用されているか及び財産の実態を監査し、不正及び業務上発生する過誤等を防止するとともに、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として、代表取締役直轄の内部監査担当が内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,461,709	流 動 負 債	556,299
現 金 及 び 預 金	751,988	買 掛 金	2,324
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	323,009	短 期 借 入 金	200,000
契 約 資 産	36,918	1 年内返済予定の長期借入金	80,840
商 品 及 び 製 品	40,023	未 払 金	75,602
仕 掛 品	13,510	未 払 費 用	122,185
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	108,977	未 払 法 人 税 等	819
前 払 金	29,774	契 約 負 債	66,093
未 収 消 費 税 等	107,766	そ の 他	8,432
そ の 他	51,234	固 定 負 債	211,850
貸 倒 引 当 金	△1,492	長 期 借 入 金	211,850
固 定 資 産	239,043	負 債 合 計	768,149
有 形 固 定 資 産	129,397	(純 資 産 の 部)	
建 物	23,700	株 主 資 本	918,962
工 具 、 器 具 及 び 備 品	99,924	資 本 金	11,946
建 設 仮 勘 定	5,772	資 本 剰 余 金	852,063
無 形 固 定 資 産	4,263	利 益 剰 余 金	54,951
ソ フ ト ウ エ ア	4,263	その他の包括利益累計額	△6,654
投 資 そ の 他 の 資 産	105,382	為 替 換 算 調 整 勘 定	△6,654
関 係 会 社 株 式	73,018	新 株 予 約 権	20,295
そ の 他	32,364	純 資 産 合 計	932,603
資 産 合 計	1,700,752	負 債 純 資 産 合 計	1,700,752

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,406,949
売上原価	736,959
売上総利益	669,989
販売費及び一般管理費	2,258,692
営業損失	1,588,703
営業外収益	
受取利息	515
補助金収入	1,603,384
持分法による投資利益	30,147
その他の	13,482
営業外費用	
支払利息	11,297
その他の	551
経常利益	
税金等調整前当期純利益	46,978
法人税、住民税及び事業税	897
当期純利益	46,081
親会社株主に帰属する当期純利益	46,081

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	462,420	1,536,291	△1,138,594	860,116
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,946	1,946	－	3,893
減 資	△452,420	452,420	－	－
欠 損 填 補	－	△1,138,594	1,138,594	－
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	46,081	46,081
持分法適用会社の増加に 伴う利益剰余金増加額	－	－	8,870	8,870
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△450,473	△684,227	1,193,546	58,845
当 期 末 残 高	11,946	852,063	54,951	918,962

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	－	－	5,512	865,629
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	－	－	－	3,893
減 資	－	－	－	－
欠 損 填 補	－	－	－	－
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	46,081
持分法適用会社の増加に 伴う利益剰余金増加額	－	－	－	8,870
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△6,654	△6,654	14,782	8,127
当 期 変 動 額 合 計	△6,654	△6,654	14,782	66,973
当 期 末 残 高	△6,654	△6,654	20,295	932,603

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 Liberaware Korea Co., Ltd.

当連結会計年度より、新規に設立いたしましたLiberaware Korea Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 1 社
- ・ 関連会社の名称 CalTa株式会社

当連結会計年度より、連結計算書類を作成しているため、CalTa株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Liberaware Korea Co., Ltd.の決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4)会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

当社は点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売・レンタルサービス）、データ処理・解析サービス、デジタルツインプラットフォーム及びソリューション開発などのサービス提供を主な事業としております。

点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売）及びデータ処理・解析サービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。顧客からの要請に応じた都度の契約は、当該サービス提供が完了したときに履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。プロダクト提供サービス（機体販売）について、機体販売及び修理サービス等の複数の財又はサービスが含まれる取引においては、その契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しております。各履行義務への取引価格の配分は、約束した財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。なお、独立販売価格を直接観察できない場合には、当該財又はサービスの履行義務を充足するために発生するコストに利益相当額を加算するアプローチにより算定された独立販売価格に基づき、取引価格の配分を行っております。

プロダクト提供サービス（レンタルサービス）及びデジタルツインプラットフォームは、一定期間の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。一定期間の契約は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

ソリューション開発は、開発業務の受託契約であり、当該契約に基づく成果物の納品について履行義務を認識しております。開発業務の受託契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、発生した原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、発生した原価に基づくインプット法（原価比例法）により進捗度を見積り、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

ハ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 200,492千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 18,896,600株

(2)当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,164,100株

4. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行う方針であります。資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を株式発行や銀行借入等により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金については、支払金利の変動リスクを回避するため、主に固定金利を利用しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金収支計画を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該時価が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 (※2)	21,119千円	20,687千円	△431千円
資 産 合 計	21,119	20,687	△431
長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	292,690	285,120	△7,569
負 債 合 計	292,690	285,120	△7,569

(※1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未収消費税等」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)「敷金」については、連結貸借対照表上投資その他の資産のその他に含めております。また、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

(※3)市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	73,018千円

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	－千円	20,687千円	－千円	20,687千円
資 産 合 計	－	20,687	－	20,687
長 期 借 入 金 (1 年 以 内 返 済 予 定 含 む)	－	285,120	－	285,120
負 債 合 計	－	285,120	－	285,120

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等へのDXソリューションを提供するインフラDX事業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
点検ソリューション	285,532
プロダクト提供サービス	521,867
データ処理・解析サービス	153,013
デジタルツインプラットフォーム	70,455
ソリューション開発	376,081
顧客との契約から生じる収益	1,406,949
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,406,949

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類作成のための重要な事項 イ. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	323,009
契約資産（期末残高）	36,918
契約負債（期末残高）	66,093

契約資産は、開発業務に係る受託契約の一部の契約について進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求の対価であり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、期首残高については記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1 年以内	88,460
1 年超 2 年以内	4,982
合計	93,442

6. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 48円28銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 2円44銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

新株予約権の発行要領

第4回新株予約権

①新株予約権の割当日

2025年10月1日

②新株予約権の割当対象者及び割当数

当社及び当社子会社従業員 96名 (139,700個)

③新株予約権の数

139,700個 (新株予約権1個につき普通株式1株)

④新株予約権の発行価額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 139,700株

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額 (以下、「行使価額」といいます。) に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権の募集事項決定に係る取締役会の決議日の終値 (当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値) とします。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を調整します。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から、上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使期間

2027年9月13日から2035年9月12日まで。

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,430,875	流 動 負 債	554,310
現 金 及 び 預 金	720,903	買 掛 金	2,324
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	325,066	短 期 借 入 金	200,000
契 約 資 産	36,918	1年内返済予定の長期借入金	80,840
商 品 及 び 製 品	39,949	未 払 金	73,778
仕 掛 品	13,510	未 払 費 用	122,185
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	108,977	未 払 法 人 税 等	819
前 払 金	29,471	契 約 負 債	66,093
前 払 費 用	47,835	預 り 金	8,269
未 収 消 費 税 等	107,323		
そ の 他	2,412	固 定 負 債	211,850
貸 倒 引 当 金	△1,492	長 期 借 入 金	211,850
固 定 資 産	249,126	負 債 合 計	766,160
有 形 固 定 資 産	128,791	(純 資 産 の 部)	
建 物	23,700	株 主 資 本	893,546
工 具 、 器 具 及 び 備 品	99,318	資 本 金	11,946
建 設 仮 勘 定	5,772	資 本 剰 余 金	852,063
無 形 固 定 資 産	4,263	資 本 準 備 金	493,947
ソ フ ト ウ エ ア	4,263	そ の 他 資 本 剰 余 金	358,116
投 資 そ の 他 の 資 産	116,071	利 益 剰 余 金	29,535
関 係 会 社 株 式	86,177	そ の 他 利 益 剰 余 金	29,535
長 期 前 払 費 用	6,539	繰 越 利 益 剰 余 金	29,535
そ の 他	23,353	新 株 予 約 権	20,295
		純 資 産 合 計	913,841
資 産 合 計	1,680,002	負 債 純 資 産 合 計	1,680,002

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年8月 1 日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,409,007
売上原価	736,953
売上総利益	672,054
販売費及び一般管理費	2,246,010
営業損失	1,573,955
営業外収益	
受取利息	503
補助金収入	1,602,519
その他の	13,212
営業外費用	
支払利息	11,297
その他の	549
経常利益	30,432
税引前当期純利益	30,432
法人税、住民税及び事業税	897
当期純利益	29,535

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計	
					繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	462,420	1,178,175	358,116	1,536,291	△1,138,594	△1,138,594	860,116
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,946	1,946	－	1,946	－	－	3,893
減 資	△452,420	△686,174	1,138,594	452,420	－	－	－
欠 損 填 補	－	－	△1,138,594	△1,138,594	1,138,594	1,138,594	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	29,535	29,535	29,535
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△450,473	△684,227	－	△684,227	1,168,129	1,168,129	33,429
当 期 末 残 高	11,946	493,947	358,116	852,063	29,535	29,535	893,546

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	5,512	865,629
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	－	3,893
減 資	－	－
欠 損 填 補	－	－
当 期 純 利 益	－	29,535
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,782	14,782
当 期 変 動 額 合 計	14,782	48,211
当 期 末 残 高	20,295	913,841

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③原材料及び貯蔵品

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4)繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5)引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6)収益及び費用の計上基準

当社は点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売・レンタルサービス）、データ処理・解析サービス、デジタルツインプラットフォーム及びソリューション開発などのサービス提供を主な事業としております。

点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売）及びデータ処理・解析サービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。顧客からの要請に応じた都度の契約は、当該サービス提供が完了したときに履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。プロダクト提供サービス（機体販売）について、機体販売及び修理サービス等の複数の財又はサービスが含まれる取引においては、その契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しております。各履行義務への取引価格の配分は、約束した財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。なお、独立販売価格を直接観察できない場合には、当該財又はサービスの履行義務を充足するために発生するコストに利益相当額を加算するアプローチにより算定された独立販売価格に基づき、取引価格の配分を行っております。

プロダクト提供サービス（レンタルサービス）及びデジタルツインプラットフォームは、一定期間の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。一定期間の契約は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

ソリューション開発は、開発業務の受託契約であり、当該契約に基づく成果物の納品について履行義務を認識しております。開発業務の受託契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、発生した原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、発生した原価に基づくインプット法（原価比例法）により進捗度を見積り、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	200,385千円
(2)関係会社に対する金銭債権・債務	
①短期金銭債権	23,077千円
②短期金銭債務	1,980千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	308,055千円
仕入高	17,180千円
販売費及び一般管理費	374,484千円
営業取引以外の取引高	159千円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、未払賞与等ではありますが、全額が評価性引当額となり、繰延税金資産として計上しておりません。

5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
関 連 会 社	CalTa株式会社	所有 直接 34.0%	営業取引、業務 委託取引、役員 の兼務、社員の 出向 等	サービスの 提供及び受 託 開 発 (注)	305,975	売 掛 金 契 約 資 産 契 約 負 債	20,610 8,872 4,389
				業務委託取 引 (注)	373,600	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

営業取引（サービスの提供及び受託開発）及び業務委託取引については、一般の取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。

6. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	47円29銭
(2) 1 株当たり当期純利益	1円57銭

8. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

株式会社Liberaware
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 数馬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 一哲

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Liberawareの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Liberaware及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するため

の対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

株式会社Liberaware

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 数馬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 一哲

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Liberawareの2024年8月1日から2025年7月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当社は2025年9月12日開催の取締役会において、第4回新株予約権の発行を決議しています。

2025年10月2日

株式会社Liberaware 監査役会
常勤監査役 人見茂樹 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 青木良三 ㊞
社外監査役 井上俊介 ㊞

以 上